

司法外交の新基軸

5つの方針と8つの戦略

～拡大する国際司法空間で、ひとときわ輝きを放つ日本型司法制度へ～

最終提言

平成29年6月1日

自由民主党政務調査会

司法外交の新基軸

5つの方針と8つの戦略

自由民主党政務調査会司法制度調査会 最終提言

はじめに	1
「司法外交」を取り巻く内外の情勢：現状認識と課題	1
「司法外交」展開の5つの方針	4
方針1. 国の施策に「司法外交」を明確に位置づける	4
方針2. 2020年を「司法外交」元年と位置づけ、今後3年間に準備期間とし、 第一に、推進力となる司令塔組織を新設する	5
方針3. インバウンド6000万人時代に向けた安全・安心の基盤をつくる	5
方針4. 国際司法人材を育成する総合的戦略的施策を早急に策定・実現する	5
方針5. 「司法外交」の最大の舞台として कांग्रेस 2020 を位置づけ、効果 的な情報発信を図る	6
「司法外交」展開の8つの戦略	7
<<戦略1>> 拡大する国際司法空間での日本のさらなる活躍	7
1) アジアNo.1の「日本国際仲裁センター（仮称）」を設置する	7
2) 国際スポーツ仲裁事案をわが国に呼び込む	7
3) 行政の法適合性確保、国際機能強化を図る	7
4) 法制度のグローバル化を図り、国際司法空間をさらに拡大充実させる	7
<<戦略2>> 国際司法分野における司法人材の活躍のステージを拡充させる	8
1) 国際紛争のステージで法曹を活用する	8
2) 法整備支援に法曹を活用する	8
3) 中東・アフリカ・南米等の法務サービス未展開地域で法曹を活用する	8
4) アジア諸国で日本の法曹が活躍できる制度を導入する	8
5) 日本の法曹を国際機関・在外公館に送り込む	8

6) 国際分野での活躍に適した人材を確保してキャリアパスを整備する	8
7) 国際司法人材の数値目標を設定し、国費留学公務員等を有効活用する	9
<<戦略3>> アジア諸国に対する日本型司法制度支援を力強く展開する	9
1) 全体的かつ国別戦略を策定し、計画的・効率的に推進する	9
2) 国別に必要な司法人材(法曹・専門的人材)を十分かつ効果的に投入する	9
3) 国際機関や現地大使館へ法務アタッシェをさらに派遣する	10
4) 法整備支援を担う重要な主体として大学等を積極的に活用する	10
<<戦略4>> 世界で活躍する国際司法人材を養成する	10
1) 法曹養成過程に海外法曹も迎え入れる	10
2) 法科大学院における国際性の獲得、リカレント教育を充実させる	11
3) 若手弁護士への国際展開、ダブルライセンスを促進する	11
4) 国際司法人材としての活躍に向けたインセンティブを付与する	11
5) 既存の制度も十分に活用する	11
<<戦略5>> 子供や若者への幅広い法教育	
体感できる「場」づくりと法教育を担う「人」を育成する	11
1) 学習指導要領を拡充させる	11
2) 教材・出前授業を充実・普及させる	11
3) 模擬裁判選手権やコンクール等を実施し、学ぶ意欲を高める	12
4) 法教育パイロット校を開拓する	12
5) 全国各地域における教育関係者と法曹関係者等との連携体制を整備する	12
6) 実践者となる教職員等に対する研修を実施する	12
7) 法教育の担い手として、弁護士をはじめとする法曹を活用する	12
8) 法科大学院生等も、法教育の担い手として活用する	12
<<戦略6>> インバウンド 6000 万人時代にふさわしい基盤強化を図る	12
1) 在留資格手続のオンライン化等の外国人の在留管理基盤の強化を図る	12
2) 不法残留や偽装滞在の状況を改善する	13
3) 受刑者の多国籍化に対して効果的に対応する	13

<<戦略7>> テロからの脅威に立ち向かう	13
1) インテリジェンスセンターの機能を強化する.....	13
2) 政府全体の情報収集・分析能力の向上と外国との情報共有を推進する... 13	
3) テロ防止対策を総合的に推進する.....	14
4) インテリジェンス機関に十分な予算と人員を割く.....	14
5) 抜本的かつ総合的なサイバーテロ対策を行う.....	14
<<戦略8>> 司法外交元年にふさわしい kongress 2020 と効果的な情報 発信	15
1) 司法外交を国内外に発信するための総合的な情報戦略を策定する.....	15
2) 「世界一安全・安心な国」を効果的にアピールする.....	15
3) SDGs やレガシーを意識したプランニングを行う.....	15
4) 法務省における官房の国際機能を強化し、国内外での戦略的かつ多層的 な広報活動を行う.....	16
<u>〈参考〉</u>	
司法制度調査会（体制）.....	17
司法制度調査会（活動状況）.....	18

はじめに

わが国はこれまで、国民の不断の努力により、「法の支配」や「基本的人権の尊重」等の普遍的価値を重視する「世界一安全・安心な国」を構築してきた。今日、グローバル化・情報化が飛躍的に進展する国際環境においては、その基盤となる日本型司法制度をソフトパワーとして位置づけ、わが国の経験をアジア諸国の国づくりに積極的に活かすために、新たな成長戦略として「司法外交」を展開することが重要と考える。

そこで、われわれ自由民主党司法制度調査会では、平成27年11月より議論を開始し、第一弾の成果として、平成28年5月「『法の支配』を基盤とする『日本型司法制度』～ソフトパワーとしての『司法外交』の展開～」と題し、4つの重点課題と、施策を総合的・戦略的に推進する司令塔機能をもった体制構築を求める中間提言を取りまとめた。

その後、われわれは、さらに議論を深化・加速させ、今般、最終提言として「司法外交の新基軸：5つの方針と8つの戦略」を取りまとめたのでここに提案する。

「司法外交」を取り巻く内外の情勢：現状認識と課題

1. 21世紀を迎え、グローバル化・情報化の飛躍的進展とともに、地球規模での人・モノ・カネ・企業・情報等の移動はさらにダイナミズムを増している。海外に活動の場を広げる企業は、大企業にとどまらず地方の中小企業まで裾野を広げ、また、活動の分野も多様化・多層化し、企業進出に伴う損害保険制度や公的セクターで培われてきた郵便制度、あらゆる分野のICT化、社会・技術インフラの整備革新的な動きは一段と広がりを見せている。こうした動きは、わが国の経済成長に寄与するだけでなく、アジアをはじめ世界各国の経済発展にも大きく貢献してきた。
2. 一方、内なる国際化の進展も顕著である。ここ数年、アジア諸国を中心にインバウンドは増加の一途を辿り、直近の2400万人（2016年）から、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には4000万人、2030

年には6000万人時代を迎えようとしている。インバウンド6000万人を、わが国はいかに厳格かつ迅速に受け入れることができるか、インバウンド増大に伴う治安リスクにも十分配慮しつつ、国境管理や外国人との共生等のための万全の体制・インフラ整備が喫緊の課題となっている。さらに、最大規模のスポーツと文化・教育のオリンピックが開催される2020年は、刑事司法分野の国連の国際会議（コンGRESS）が50年ぶりにわが国で開催される年でもあり、国際的注目度はピークに達しよう。わが国がテロの標的となるリスクも高まり、事態によっては「世界一安全・安心な国」としてのわが国の信頼は一瞬に失われ、さらに致命的な国富の喪失をもたらす可能性も否定できない。

3. このように地球規模の相互依存関係が緊密化・複雑化するに伴い、あらゆる分野で国際的な紛争リスクが顕在化しており、問題解決に果たす国際司法の役割は予想以上に大きくなっている。実際、わが国政府や企業が、国際的な紛争に巻き込まれ、窮地に立たされるケースが少なからず発生しており、馴染みのない司法制度の下で、外国の司法、法曹を頼らざるを得ず、その結果、巨額の損害賠償や制裁金の支払いを迫られるなど深刻な事態も生じている。

4. 一方、近年の国際司法分野におけるわが国の取り組みをみると、注目すべきは、この20年間、ODA事業として、ベトナムをはじめアジア諸国を中心に、約10か国において、それぞれの国にふさわしい法制度整備支援プログラムを、地道に進めてきたことである。「世界一安全・安心な国」の基盤として、わが国が公平で信頼性のある安定的な司法制度を構築してきた経験が、歴史的・文化的関係の深いアジア諸国にふさわしい形で伝えられ、着実な成果を上げてきた。

かつてわが国は、西欧の諸制度を導入し、社会の実情に合わせて運用実績を積み重ね、独自の近代的司法制度を構築してきたが、そうした自らの経験に基づくわが国の法制度整備支援は、①相手国の意向を尊重しながら、柔軟に選択肢を提示するきめ細やかさ、②基本法制を含む法律の立案からその運用や人材育成に至る総合的アプローチといった特長を有し、相手国からも高い評価と信頼を獲得してきている。かかる寄り添い型の法制度整備支援は、相手国の「良

い統治」や成長発展の土台となる「国づくり」の基本・ノウハウを伝授するものでもあり、ひいては「法の支配」にもとづくわが国の安全保障や国際社会の平和と安定に資するものといえよう。

ミャンマー、ベトナム等のアジア諸国においては、日本特有の司法制度構築の経験や、これに基づく日本型司法制度支援に対する関心、期待感が非常に大きい。これらの国々では、その国の発展に不可欠である民主主義や平和といった基盤が十分に整っていない国が少なくなく、それらの国とわが国とでは、法制度の成熟性に大きなギャップがあり、またそのギャップは各国ごとに異なっている。ミャンマーのウィン・ミン下院議長は、「法の支配」に基づく国づくりを進め、民主主義や平和といった基盤を構築することが国の発展において重要であり、日本の法制度整備支援に大きな期待を寄せている旨発言されていたが、わが国が行う支援は、相手国の実情に応じて行うギャップの解消に向けた支援であり、相手国における「法の支配」を実現し、民主主義や平和といった国家発展の基盤づくりを支援するものであると考える。また、かかる支援は、進出日本企業からも高い評価を受けており、ウィン・ミン下院議長も述べていたように、互いを尊重し、協力していくことで、必ずやわが国と相手国双方の発展・成長を実現するウィン・ウィンの関係の構築を可能とするものであると考える。

5. こうした国際司法を担うわが国の人材は、残念ながら極めて限られており、欧米はもとより台頭する一部アジア諸国と比べても、質・量ともに著しく後れをとっていると言わざるを得ない。また、国際司法分野での活躍を希望する有為な人材にとって、明確な人材養成のプログラムやキャリア・ディベロップメントの将来展望が描きにくく、あくまで個人レベルの努力に依存しているのが実態である。

6. あらゆる面での国際的な司法ニーズと紛争リスクが高まる中で、「世界一安全・安心な国」の代表として、国際司法を担うことができる人材の確保は喫緊の課題であり、また、若く有為な人材の育成が不可欠である。その際、将来性ややりがいのある国際司法の活躍の場を安定的に開拓するとともに、そのため

に必要な能力・スキルは何か、教育・研修システムはどうあるべきか、明確なビジョンとそのための戦略の下で、人材を安定的に養成する必要がある。

7. 国際的に活躍できる司法人材は、一朝にして育成できるものではない。また「世界一安全・安心な国」であり続けるためには、国民一人ひとりの意識の涵養と行動が不可欠である。青少年の早い段階から、ルールを守り、互いに尊重しあう法遵守の文化を根付かせることが大切であり、そのためには、憲法が、国民生活に密接に結びついていることを学ぶことはもとより、成長に応じて法教育を実施していくことが重要となる。選挙権年齢 18 歳への引き下げにより、主権者教育の充実も求められていることから、①物事を公平・公正に判断して考える力、②多様な価値観を受け止め・受け入れる力、③秩序を自ら形成・維持する力を身に付けることは、今後国際化・多文化共生が進む社会において、ますます重要性を増すものとする。

以上のような現状認識と課題を踏まえ、次の 5 つの方針と 8 つの戦略を提言する。

「司法外交」展開の 5 つの方針

国際司法で活躍する法務人材（法曹）の増員と適切な養成、官民挙げての戦略的取り組み、さらに「司法外交」の中核となる司令塔機能の構築こそが、喫緊の課題である。以下に掲げたそれぞれの戦略提言を政府の成長戦略に明確に位置づけ、制度化、予算、組織・人員をはじめ、あらゆる手段を集中的に投入し速やかな実現を図り、わが国の成長を揺るぎないものにしていく決意である。

方針 1. 国の施策に「司法外交」を明確に位置づける

日本型司法制度は、ヨーロッパ諸国における英米法と大陸法の接近・融合との対比で、アジアにおける融合過程で大陸法の旗手になりうる点で大きな可能性と強みがある。こうした強みを活かしながら、GDP600 兆円を実現するための成長戦略として、新たな司法インフラを国内外に重層的に整備するため、「司法外

交」を明確に位置づける。

方針 2. 2020 年を「司法外交」元年と位置づけ、今後 3 年間に準備期間とし、

第一に、推進力となる司令塔組織を新設する

日本型司法制度支援、国際司法人材の確保・養成など様々な司法外交を戦略的に推進する上で必要な司令塔機能を持つ組織を新設することが必要不可欠である。こうした司令塔組織として、法の支配の充実に司る法務省を軸に、法曹や産学官が連携して総力を結集していけるような体制を構築し、国内外の法情報を幅広く収集するアーカイブ機能、司法外交人材に適切な情報提供や助言等を行うシンクタンク機能を持つ専門家コミュニティとしてのコンソーシアムの設置など、可能なものから速やかに実施すべきである。

方針 3. インバウンド 6000 万人時代に向けた安全・安心の基盤をつくる

インバウンドの増加に伴い、外国人の観光客・労働者、外国人コミュニティ等がテロリストやテロ準備活動の隠れみのになるおそれがあるほか、テロ組織等によるサイバー空間を利用した過激思想の拡散等により、国内の過激派がテロを敢行したり、国際テロリスト等を支援することなども想定される。

こうした事態に対する情報収集及びその分析をさらに強化していくため、早期に全国幅広い地域に密着した人的情報網を構築することが不可欠である。

方針 4. 国際司法人材を育成する総合的戦略的施策を早急に策定・実現する

これまでドメスティックな発想で行ってきた従来型の人材育成から脱却し、国際的、総合戦略的な観点から、国際司法人材及びその周辺人材を戦略的に育成する方策を策定する必要がある。

今後、「ハイブリッド・マルチ」の人材育成・確保を強力に押し進める必要がある。さまざまな従来型の「日本法の専門家」としてのスキルに加え、国際司法で通用する知見とコミュニケーション力（語学力は当然の前提）、交渉力、調整力等を備えた「ハイブリッド・マルチ」な日本の法曹人材が、国際仲裁機関等の国際機関や在外公館等での国際的な交渉、ルールづくりといった局面において活躍し、世界、特にアジア地域で中核的役割を果たしていくことが強く望まれる。

また、その養成手法については、欧米に留学し現地法曹資格を取得するといった「外注」に頼ることなく、国内で専門的に養成する自国型モデルを構築することが必要である。

さらに、法教育については、初等中等教育、高等教育の各段階において、体系的かつシームレスに展開することが必要であり、これまで以上に、より深く、より早く、より効率的に法教育を普及・推進していくことが重要である。そのため、「法教育を体感する場づくり」と「法教育を担う人づくり」を基本的な柱に据え、確かな戦略に基づいて法教育の普及・推進に取り組んでいかなければならない。

方針5. 「司法外交」の最大の舞台として कांग्रेस 2020 を位置づけ、効果的な情報発信を図る

いかなる優れた施策も国民に広く周知し、国民の理解と協力を得なければ、その効果や意義は半減しかねない。これまで法務行政については、効果的な情報発信について発想に乏しく、必ずしも戦略的な広報がなされてこなかった。

今後、世界における日本の司法の役割を最大化するため、「司法外交」を推進するための各施策について、その効果をより大きなものとするべく、国内外における情報発信を強化し、打ち出した施策の価値を正しく理解してもらえよう、アウトソーシング等を含め、効果的な情報戦略を立案・実施する。

さらに、2020年には、その年のオリンピック・パラリンピックに先立ち、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（ कांग्रेस 2020）が開催される。同会議は、まさに、わが国がこれまで展開してきた「法の支配」を中心とした「司法外交」を日本国内でアピールし、世界の方々に、安全・安心な日本社会を体感していただく絶好の機会である。オリンピックと同年開催であることを好機と捉え、2020年までとその先をも見据えたロードマップを策定し、今年度から開催までの着実な準備を行う。

「司法外交」展開の8つの戦略

<<戦略1>> 拡大する国際司法空間での日本のさらなる活躍

1) アジアNo.1の「日本国際仲裁センター（仮称）」を設置する

わが国の国際仲裁新規受理件数は、欧米には遠く及ばず、シンガポールの10分の1にすら届かないなどアジア諸国の中でも極めて貧弱である。経済産業省、法務省など関係省庁を中心に、わが国における国際商事紛争の仲裁センター機能を抜本的に強化し、質・量ともに、アジアNo.1の国際商事仲裁立国を目指す。そのため、国内の仲裁施設等のインフラや関連法の整備（既存の国際会議場等の利活用を含む。）を進め、世界に誇れるハブとなる「日本国際仲裁センター（仮称）」を設置する。

2) 国際スポーツ仲裁事案をわが国に呼び込む

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、わが国は開催地としてドーピング問題等の裁定を迫られる。そうした要請を見据え、ドーピング問題等の国際スポーツ仲裁事案の解決を国内で対応できるよう、前述の「日本国際仲裁センター（仮称）」の設置も含め、必要な環境整備を進める。

3) 行政の法適合性確保、国際機能強化を図る

各府省庁、内閣法制局、衆参法制局における法曹人材の配置は、現在350名強であるところ、各府省庁等それぞれに少なくとも現状より20名多く配置する。また、司法試験合格者を国家公務員総合職として積極登用する。さらに、府省庁内全体を見渡す各官房における国際機能を強化し、各府省庁間の人材交流を促進し、各府省庁間での人材のスキルアップを図り、わが国の国際紛争対応機能を省庁横断的に強化する。

4) 法制度のグローバル化を図り、国際司法空間をさらに拡大充実させる

法制度のグローバル化を図るには、知的財産分野等での民事救済制度の整備、依頼者と弁護士の通信秘密保護制度の導入、証拠開示制度の充実、経済法違反の制裁強化等が求められる。国際紛争に対処する能力の向上の滲み出し効果をもたらし、国際法律事務所の成長基盤にもつなげる必要がある。このような視点を踏まえて検討し、可能なものから速やかに実施すべきである。

<<戦略2>> 国際司法分野における司法人材の活躍のステージを拡充させる

1) 国際紛争のステージで法曹を活用する

アジアNo.1の国際仲裁立国を目指し、日本の法曹を国際仲裁事案の仲裁人又は仲裁代理人として、国内外で幅広く活躍させる。また、国際交渉及び紛争対応を担う政府の責任ある担当者として、法曹有資格者を最大限活用し、その責任に相応しいポストを設ける。

2) 法整備支援に法曹を活用する

基本法の支援を行ってきた途上国に対し、今後、知的財産・経済法分野の支援も必要になることも踏まえ、適切な支援人材となる法曹を幅広く確保し、世界各地に展開する。

3) 中東・アフリカ・南米等の法務サービス未展開地域で法曹を活用する

中東、アフリカ、南米等では、日本企業が現地の法務問題を欧米系事務所等に丸投げせざるを得ない状況にあることを直視し、政府は、これら法務サービス未展開地域において、企業ニーズの把握や情報提供等の支援を強化する。

4) アジア諸国で日本の法曹が活躍できる制度を導入する

中小企業を含む日本企業の進出が活発な東南アジア諸国において、日本の弁護士が柔軟かつ多様なサービスを提供できるよう、政府主導で、これらの国々で外国弁護士に対する規制緩和を求める取り組みを進める。現地の実情に精通した日本の弁護士等の活用や外務省、法務省等の連携による法的支援を通じ、中小企業の国際司法対応力を強化する。

5) 日本の法曹を国際機関・在外公館に送り込む

多様な司法外交人材を育成するため、幅広い分野の国際機関等に対し、わが国の法曹有資格者を100人規模で継続的に派遣する。そのため、外務省を中心に、国際機関の専門職・管理職、条約機関の委員等の新規ポスト獲得や、在外公館での法務アタッシュポストの大幅拡充を速やかに図る。また、人材養成の一環として、外務省を中心に、国際人事交流の促進、インターンの拡大等の取り組みを精力的に進める。

6) 国際分野での活躍に適した人材を確保してキャリアパスを整備する

国際機関等の勤務に関心の高い日本の法曹と海外勤務先とのマッチングや、

継続的キャリアパスの確立を進める。そのため、関係省庁を含めた官民協働の体制で、国際司法人材のリスト化を進める。

国際分野の経験を活用する観点から、例えば、法整備支援の長期派遣専門家OBに、その知見を継続的に活かせるキャリアパス（法務アタッシェ等）を留意する。また、国際協力部門における検事の在籍年数のさらなる長期間化を検討する。さらに、長期派遣専門家OB全体で、各プロジェクト等で得たネットワークを継続的に活かす枠組みを設ける。

7) 国際司法人材の数値目標を設定し、国費留学公務員等を有効活用する

政府全体で、中長期的な国際司法人材の数値目標を掲げ、必要な人材の質・量を十分確保する。当面の人材確保策として、国費留学した裁判官等の活用や、留学経験のある弁護士任期付き採用の拡大等を図る。

<<戦略3>> アジア諸国に対する日本型司法制度支援を力強く展開する

1) 全体的かつ国別戦略を策定し、計画的・効率的に推進する

「法の支配」の価値を実現する司法制度は、民主主義や基本的人権を保障し、経済を発展させるための重要な社会インフラである。このことを踏まえ、アジア諸国に対しては、法の起草段階から、運用段階でのマニュアルづくりや実務者研修などを通し、当該国に寄り添い実効性のある具体的な支援プログラムを体系的に展開する。

また、ビジネス環境整備といった新たな視点からアジア情勢を見ると、欧米をはじめとする多くの海外ローファームが、シンガポールを拠点としてミャンマー・ベトナム等の東南アジアに進出しており、法整備支援、リーガルサービスなどの分野において、激しい競争が生じている。わが国が得意とする寄り添い型の日本型司法制度支援を強みとする独自のブランディングにより明確な戦略を策定し、シンガポールや西欧諸国との差別化を図る。

2) 国別に必要な司法人材(法曹・専門的人材)を十分かつ効果的に投入する

東南アジア諸国の中でも、ミャンマーは軍政から脱却し、民主主義国家としての黎明期にあるところ、ミャンマーのウィン・ミン下院議長は、「法の支配」に基づく国づくりを進め、民主主義や平和といった基盤を構築することが国の

発展において重要であり、日本の法整備支援に大きな期待を寄せている旨発言されていた。さらに、多くの日本企業が同国へ進出しようとしており、同国における司法整備を重点的に支援することは、アベノミクスのパイロットケースとしても最適であり、その意義は非常に大きい。そのためには、JICA のみにこれを委ねるのではなく、政府として、法整備支援を加速させる体制を整えるべきである。

3) 国際機関や現地大使館へ法務アタッシェをさらに派遣する

国際機関（例えば、UNODC、UNDP、WB、ADB、IDLO 等）や現地大使館（例えば、ミャンマー、ベトナム、ASEAN 代表部等）へ法曹等法務アタッシェを派遣し、当該機関や大使館のネットワークを利用して法整備支援を一層加速させる。

4) 法整備支援を担う重要な主体として大学等を積極的に活用する

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）は、司法人材の交流を通じた国家間の信頼関係の構築という大きな意義を有する取り組みを行っている。例えば、ベトナム司法省のロン司法大臣は名古屋大学への留学経験を有しており、その他幹部にも多くの日本での留学経験を有する者がいる。さらに、ミャンマーでは、軍政下でもわが国が留学生を受け入れ続け、その留学生が今、政府の幹部として活躍している。地道に続けられてきた人的交流に基づく信頼関係の存在が、これらの国で法整備支援を行うにあたって、大きなアドバンテージとなっている。

そこで、政府としても同様の取り組みを行う大学・機関を支援するべきである。

<<戦略4>> 世界で活躍する国際司法人材を養成する

1) 法曹養成過程に海外法曹も迎え入れる

法科大学院等で、海外ロースクールとの提携や、いわゆる日本版LLM開校の動きが進んでいるところ、文部科学省を中心に、わが国の人材養成過程に海外法曹を広く迎え入れる制度的手当や財政支援を進める。

2) 法科大学院における国際性の獲得、リカレント教育を充実させる

法科大学院において、法曹になった後の外国語による法務の取扱いを可能とする能力修得など、国際性の獲得を一層強化した教育を推奨する。

また、いったん法曹界や企業法務部に入った者が、国際的専門性を身に付けるため、法科大学院等でリカレント教育を受ける環境を充実させる。

3) 若手弁護士国際展開、ダブルライセンスを促進する

若手法曹の海外留学、国際機関等への勤務を幅広く支援する。また、わが国の弁護士等による海外の法曹資格取得（ダブル・ライセンス）を進める。官民共に、これらを促す人材派遣の枠組みや数値目標を設定する。

4) 国際司法人材としての活躍に向けたインセンティブを付与する

国際機関や条約機関あるいは国際仲裁機関等の国際紛争解決部門において、日本の法曹が活躍できる十分なポスト・採用数を安定的に確保し、国際的な活動を希望する若手法曹に意欲とインセンティブを与える。

5) 既存の制度も十分に活用する

日本国際仲裁センターを担う人材を養成するため、涉外弁護士、裁判官等を先進的な国際仲裁機関に派遣するなどの人事交流をするほか、法整備支援に従事する弁護士にも事前研鑽の期間を設けるなど、既存の制度を可能な限り活用する。

<<戦略5>> 子供や若者への幅広い法教育

体感できる「場」づくりと法教育を担う「人」を育成する

1) 学習指導要領を拡充させる

児童生徒の成長の各段階において、法教育に関する学習指導要領の記載をより一層拡充させる。その際には、多様な機会に幅広い観点からの学習指導を行い、児童生徒自身に能動的・意欲的に学ばせることで、法を身近に感じ、その大切さを体感できるような内容を構築する。

2) 教材・出前授業を充実・普及させる

現状、法務省作成教材の利用率が低調であるため、今後は、身近な事例に基づくロールプレイング等に利用できる視聴覚教材や、児童生徒参加型教材を充実させる。また、これらの教材の普及を見据え、出前授業や教材研修のあり方

を検討していく。

3) 模擬裁判選手権やコンクール等を実施し、学ぶ意欲を高める

学校教育における模擬裁判やティーンズ・コート（子供裁判）の導入・日本弁護士連合会主催の模擬裁判選手権などは多くの成果を挙げているが、その普及はいまだ限定的である。そのため、弁護士等による出前授業の機会を利用するなどして、さらに、模擬裁判等の導入を推進する。

4) 法教育パイロット校を開拓する

法教育の普及推進にとって不可欠な存在である、長期的視点から積極的に法教育に取り組んでいる各種学校をパイロット校に指定して、研修強化校としての役割を果たしてもらえよう、環境を整備する。

5) 全国各地域における教育関係者と法曹関係者等との連携体制を整備する

文部科学省などとも協力しながら、群馬県・神奈川県・福井県などで行われている教育関係者と法曹関係者等との連携体制に関する先進的な取り組みを全国に広げ、その連携体制を整備することで、法教育の普及推進の基盤を構築する。

6) 実践者となる教職員等に対する研修を実施する

教員研修を充実させるなどし、法教育の実践者である教職員ら自身が、法教育の必要性や法的な見方・考え方、それらの教授方法等につき学ぶ場を増やす。

7) 法教育の担い手として、弁護士をはじめとする法曹を活用する

多くの教職員が受講する講座に法教育に関する内容を組み入れ、弁護士等の法曹をその外部講師とするなど、法教育に法曹を活用する。

8) 法科大学院生等も、法教育の担い手として活用する

法教育の重要な担い手である大学生、法科大学院生等に対し、法教育の担い手となることへの関心を喚起するための教育機会の拡充を進める。

<<戦略6>> インバウンド 6000 万人時代にふさわしい基盤強化を図る

1) 在留資格手続のオンライン化等の外国人の在留管理基盤の強化を図る

今後の在留外国人の増加を見据え、外国人の在留状況を適切に管理するため、在留管理基盤の強化を前提に、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑

化・迅速化の 2018 年度開始に向けて、着実に準備を進める。

2) 不法残留や偽装滞在の状況を改善する

①関係機関との連携及び情報の収集・分析等による効果的な摘発の推進により不法残留者・偽装滞在者の縮減を図り、②昨年 11 月の出入国管理及び難民認定法改正により拡充された在留資格取消制度等を有効に活用し、偽装滞在者対策を推進する、③被退去強制者の送還促進を図るため、チャーター機での集団送還をはじめ安全かつ確実な送還に取り組んでいくほか、IOM（国際移住機関）による帰還支援プログラムによる出国も促進していく、④また、被仮放免者に対する動静監視の強化及び仮放免条件違反者に対する一層厳格な取扱いを推進するなど、送還忌避者対策を強化するなどの取り組みも進める。

3) 受刑者の多国籍化に対して効果的に対応する

現在、受刑者移送対象外の国籍（中国、ベトナム、フィリピン等）を有する受刑者を多数収容しており、インバウンドの増加によりこの傾向が強まるものと思われる。そこで、かような国に対し、引き続き、受刑者移送条約の締結等について働き掛け、受刑者移送の対象国を拡大していく必要がある。また、外国人被収容者の多国籍化に対応するため、タブレット端末を活用したテレビ遠隔通信システムを整備するなど、通訳共助体制を充実させていく。

<<戦略 7>> テロからの脅威に立ち向かう

1) インテリジェンスセンターの機能を強化する

テロを未然に防止するためには、テロリストをわが国に入国させない「水際対策」が極めて重要であるが、テロリスト等要注意人物を、膨大な数の外国人入国者の中から選別することは至難の業である。このため、2015 年 10 月に設置された出入国管理インテリジェンスセンター職員に対する「情報収集・分析」に係る研修の充実を図るとともに、入国審査官についても要注意人物の選別に向けて実際の入国審査時における尋問技術を向上させるなど、人材増加と徹底した育成とを一体で行っていく。

2) 政府全体の情報収集・分析能力の向上と外国との情報共有を推進する

政府全体の情報収集・分析能力のさらなる向上により得られた情報を入国管

理行政に活用するほか、外国入管当局との情報分析手法の共有等国際的な連携を推進していく。

3) テロ防止対策を総合的に推進する

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え、テロの脅威が高まる中、諸外国の法制度や運用を参考にしつつ、わが国の社会や風土に適した独自の法制度を構築するなど、テロ防止対策を総合的に推進していく必要がある。

4) インテリジェンス機関に十分な予算と人員を割く

公安調査庁をはじめとするわが国のインテリジェンス機関における必要な予算、人員を確保し、全国的に人的情報網を張り巡らし、不穏動向等の調査を強化していく。サイバー空間から、必要な情報を迅速かつ効率的に抽出する技術等の導入を早急に進め、IT・サイバー分野に精通した人材の採用・育成を図ることなどが肝要である。

また、過去の事例も踏まえてテロリストの行動パターンや人物像等からテロリスト等を早期に割り出す態勢を早急に民間との間で構築しなければならない。政府が一丸となって、国内における情報収集活動の充実・強化、サイバー空間における情報収集の強化、外国インテリジェンス機関との情報交換の促進等のテロ総合対策を推進していく。

5) 抜本的かつ総合的なサイバーテロ対策を行う

東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に関連し想定される大規模テロは、いわゆる物理的テロだけではなく、サイバーテロも想定される。そのような事態となれば、同大会の開催ないし続行も困難になる危険性も有している。

こうした事態に対応するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局、内閣サイバーセキュリティセンター、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都の4つの組織が共同して早急に対策を構築しなければならない。また、いわゆるホワイトハッカーによるサイバーテロ対策の推進のためには、いわゆるリバースエンジニアリングを可能とする方向での検討が課題となる。

<<戦略8>> 司法外交元年にふさわしい कांग्रेस 2020 と効果的な情報発信

1) 司法外交を国内外に発信するための総合的な情報戦略を策定する

司法外交に対する国内外の理解促進のため、ターゲットを定めて効果的な情報発信を行う必要がある。そのためには、単なる施策のPRにとどまるのではなく、各施策を貫く基本的な考え方・哲学をしっかりとセットした上で個別の施策をPRすることが重要である。具体的には、「法」とは何か、「法の支配」「法を守る（遵法）」とは何かといった点について意識の共有を図るインナーブランディングを行い、「法は縛られるもの」という一般的なイメージを変えて、「法によって守られている」という意識や、法務省が Justice を司る省であるという意識の共有を図るとともに、かようなイメージが国民の間にマインドセットされるような情報発信を戦略的に行う必要がある。また、国外に向けては、わが国が目指す「法の支配」「遵法」などを分かりやすい言葉で表現し、各施策がバラバラに存在するのではなく、全体として一つの日本ブランドとして統一感を持ち得るようなアウターブランディングを行うべきである。

情報発信の一策として、例えば、法教育に関する情報の発信に当たっては、子供や若者といったターゲットとなる各世代に配慮し、「法によって守られている」といった意識の共有を目指し、法教育のマスコットキャラクターであるハウリス君などのツールを活用した情報発信を行うことが考えられよう。

2) 「世界一安全・安心な国」を効果的にアピールする

「世界一安全・安心な国」を支えてきた日本型司法制度は、わが国のたゆまぬ努力の結晶であり、国境を超えて普遍的に通用する価値のあるものであるところ、 कांग्रेस 2020 においては、これを支えてきた政策をパッケージとしてアピールできるよう、再犯防止施策、法遵守の文化の醸成に資する教育・啓発、犯罪に強い地域社会の推進その他治安の良さに結びつく施策を一層推進する。

3) SDGs やレガシーを意識したプランニングを行う

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」は世界共通の課題であるところ、特にわが国の司法外交戦略とつながる「平和で包摂的な社会の促進 (目標 16)」の達成及び「法の支配」の確立に貢献する国外への技術支援プ

プロジェクトを kongress 2020 で披露すべく、kongress事務局の国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力して実施する。また、kongress 2020 での議論をリードできるよう、世界の各地域から、その地域の有力な協力国の専門家等を招へいし、kongress 2020 を成功に導くための日本を中心としたネットワークを構築する。

4) 法務省における官房の国際機能を強化し、国内外での戦略的かつ多層的な広報活動を行う

法務省において、官房の国際機能を担う組織・体制を強化し、これを中心として、外務省、警察庁及び文部科学省等関係省庁すべてを取り込んだ政府一丸となった kongress 2020 開催のための準備体制を構築する。

さらに、kongressにおける「司法外交」発信の効果を最大化させるために、国連と協力し、国連本部の存在するニューヨーク、国連薬物犯罪事務所（UNODC）の存在するウィーン及び東京においてシンポジウムや戦略的な広報活動を行う。また、特にわが国若年層の意識や興味を高めるため、大学等の教育機関と協力し、若年層への広報及び kongress 2020 のサイドイベントの企画、準備を行う。

以上

司法制度調査会（体制）

平成29年5月31日現在

- 会 長：上川陽子
- 顧 問：保岡興治 高村正彦 河村建夫 森英介
渡海紀三朗 馳 浩 棚橋泰文
林 芳正 宮沢洋一 丸山和也
- 副 会 長：石田真敏 木原誠二 城内 実 後藤茂之
左藤 章 鈴木俊一 鈴木淳司 平 将明
土屋正忠 富岡 勉 丹羽秀樹 葉梨康弘
平口 洋 福井 照 古川禎久 牧原秀樹
山際大志郎 山下貴司
猪口邦子 西田昌司 牧野たかお
- 幹 事：安藤 裕 尾身朝子 門山宏哲 神山佐市
小松 裕 今野智博 鈴木隼人 前川 恵
村井英樹 築 和生
赤池誠章 岩井茂樹 大沼みずほ 滝波宏文
中泉松司 舞立昇治 元榮太一郎 山下雄平
吉川ゆうみ
- 事務局 長：宮崎政久（法務基本政策、コンGRES）
- 事務局次長：古賀 篤（法曹人材確保・養成）
藤原 崇（アジア諸国等に対する日本型司法制度支援）
宮川典子（幅広い法教育）
若狭 勝（インバウンド／テロ対策）
三宅伸吾（国際的な紛争に対する能力の向上）

司法制度調査会（活動状況）

- ① H28. 12. 13 有識者ヒアリング
佐久間総一郎 日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会長
- ② H29. 2. 21 日本型司法制度支援に関するヒアリング
森嶋 昭夫 名古屋大学名誉教授
濱口 道成 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
矢吹 公敏 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- ③ H29. 3. 3 法曹人材確保・養成に関するヒアリング
瓜生健太郎 瓜生・糸賀法律事務所代表
片山 直也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
- ④ H29. 3. 8 法教育に関するヒアリング
大村 敦志 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授
熊本 秀子 湘南白百合学園中学・高等学校教諭
- ⑤ H29. 3. 16 国際的な紛争に対する能力の向上及び法曹人材確保・養成に関するヒアリング
川村 明 公益社団法人日本仲裁人協会理事長
秋元 芳央 新樹法律事務所パートナー
- ⑥ H29. 3. 30 法曹人材確保・養成に関するヒアリング
大野 顕司 住友化学株式会社執行役員法務部長
大谷美紀子 国連子どもの権利委員会委員
日本弁護士連合会国際業務推進センター副センター長
- ⑦ H29. 4. 4 法務基本政策に関するヒアリング
富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
- ⑧ H29. 4. 13 コングレス（国際連合犯罪防止刑事司法会議）に関するヒアリング
小澤 俊朗 前在ウィーン日本政府代表部大使
千田 恵介 国連アジア極東犯罪防止研修所長
- ⑨ H29. 4. 21 日本型司法制度支援に関するヒアリング
山下 輝年 元国連アジア極東犯罪防止研修所長
- ⑩ H29. 4. 21 インバウンド／テロ対策に関するヒアリング
板橋 功 公益財団法人公共政策調査会研究センター長
- ⑪ H29. 4. 24 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）視察
上川会長、宮崎事務局長、藤原事務局次長、神山幹事
- ⑫ H29. 4. 27 犯罪被害者に関するヒアリング
「刑法性犯罪を変えよう！プロジェクト」代表者
犯罪被害者支援弁護士フォーラム上谷さくら弁護士
- ⑬ H29. 5. 3 ベトナム・ミャンマー海外視察
～5. 7 上川会長、福井副会長、左藤副会長
- ⑭ H29. 5. 15 広報戦略に関するヒアリング
泊 三夫 株式会社博報堂顧問
船木 成記 株式会社博報堂テーマビジネス開発局
パブリックアフェアーズ部ディレクター
- ⑮ H29. 5. 24 最終提言骨子（案）について
- ⑯ H29. 5. 31 最終提言（案）について